

第6節. 共通の基盤的施策

<施策のねらい>

- 環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業については、その実施に先立ち、あらかじめ環境に与える影響を検証し、適正な配慮が行われるよう、環境影響評価制度*等の適切な運用を図ります。
- 幅広い分野における調査研究を実施し、科学的知見に基づく環境保全施策の推進に努めます。

<現状と課題>

- 道路の建設など、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な事業について、環境の保全についての適正な配慮が行われるよう、あらかじめ地域の環境を十分調査し、事業の実施に伴う影響を予測、評価するとともに、その結果を公表して、住民、市町村長、学識経験者等の意見を聴く環境影響評価制度の適切な運用に努めています。
- 環境影響評価条例等に基づき、昭和59年度以降平成19年度末までに、60件の事業に対して環境影響評価制度が適用され、手続きが行われました。今後も大規模な事業に対し、環境影響評価制度が実効性のあるものとなるよう、適切かつ円滑な運用を図ることが求められています。
- また、公共工事における環境配慮の推進を図るため、環境配慮制度の構築を進めるとともに、環境保全のための柔軟な対応が可能となる、事業の計画段階からの環境への配慮を図るための制度「戦略的環境アセスメント*」の導入について、検討を進めていく必要があります。
- 多岐にわたる環境問題を適切に解決していくためには、科学的知見に基づいた施策の展開が不可欠であり、幅広い分野での調査研究が必要です。県では、環境保全研究所において、大気・水質等の公害や化学物質による環境汚染、野生動植物の保護・保全などの環境問題に係る調査研究に取り組んでいるのをはじめ、以下の試験研究機関において環境に関連する調査研究や技術開発が進められています。

| 機 関 | 環境の保全に関する調査研究分野 |
|-------------------|------------------------------|
| 環境保全研究所 | 環境保全に関する調査研究 |
| 工業技術総合センター | 工業等における環境保全に対応する技術に関する調査研究 |
| 農業関係試験場(水産試験場を除く) | 農薬の低減技術等、環境にやさしい農業技術に関する調査研究 |
| 水産試験場 | 健全な内水面生態系の管理・復元に関する調査研究 |

- 複雑・多様化する環境問題などに対処するため、各試験研究機関相互や大学等、産学官の連携のもと、調査研究や技術開発の推進を図る必要があります。

<施策の展開>

(1) 環境影響評価の推進

環境影響評価制度等の適切な運用を進め、適正な環境への配慮を確保します。

| 主な取組 | 内 容 |
|-----------------|--|
| 環境影響評価制度の適切な運用 | <ul style="list-style-type: none"> 大規模開発等を行う事業者が、十分な環境保全対策を行うよう、環境影響評価制度の適切な運用を図ります。 |
| 公共事業における環境配慮の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 公共事業において、環境の保全について適正な配慮が促進されるよう、事業の実施段階に先立つ立地段階からの環境配慮制度について検討を進めます。 |

(2) 環境保全に関する調査研究の推進

環境保全に関する施策を科学的知見に基づいて適切に実施するため、幅広い分野での調査研究を進めます。

| 主な取組 | 内 容 |
|------------------|---|
| 環境保全研究所等における調査研究 | <ul style="list-style-type: none"> 環境保全研究所において、長野県の行政課題に即した環境の保全、自然保護と保健衛生の向上に関する調査研究を進め、環境の状況の的確な把握、環境への影響の予測など科学的知見の充実を図ります。 多様化・高度化する環境・衛生行政に的確に対応するため、環境保全研究所のあり方を検討します。 県の各研究機関等において、幅広い分野の環境保全に関する調査を進めるとともに、共同研究の実施など、県の調査研究機関相互の連携を図ります。また、国や他都県の調査研究機関、大学、民間の研究機関との研究交流を進めます。 |

| | |
|---------|--|
| 研究成果の普及 | <ul style="list-style-type: none"> 自然ふれあい講座や、環境保全研究所の日頃の成果を発表し、地域の話題について話し合う公開セミナーなどを開催するなど、県民に自然や環境への理解を深めてもらうよう情報提供に努めます。 |
|---------|--|

達成目標

＜第6節 「共通の基盤的施策」に係る達成目標＞

| 項 目 | 5年前 (平成14年度) | 現状 (平成19年度) | 目標 (平成24年度) | 備 考 |
|--------------------------|-----------------|----------------|----------------|--|
| 環境保全に関する行政課題に対応した調査研究の推進 | — | 5段階評価で B以上 | B以上の維持 | 外部評価における総合評価 |
| 環境保全研究所の自然ふれあい講座等受講者数 | 191 人 | 368 人 | 400 人 | 環境保全研究所が開催する自然ふれあい講座や公開セミナーなどの受講者数 〈再掲P61, P83〉 |

【用語解説】

*環境影響評価制度

大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ、環境に与える影響を事業者自らが調査・予測・評価し、その内容について住民や関係自治体などの意見を聴くことにより、環境に配慮した事業にしていくための制度。

*戦略的環境アセスメント

個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画(上位計画)や政策の策定・実施に環境配慮を組み込むため、これらの策定等の段階において、環境への影響を把握・評価し、環境への配慮が十分に行われることを確保するための手続。